

海岸関係事業

海岸関係事業のポイント

I. 国土の基線となる海岸の保全を推進

海岸は国土の外郭・領海の基線をなすものです。高潮、津波、海岸侵食等から国土を守るため海岸事業を推進します。

- ◎富士海岸及び駿河海岸において、侵食対策を推進
- ◎井田海岸において、侵食対策を推進



■重要交通網が集中する富士海岸（蒲原工区）
（静岡市清水区）



■海岸侵食が著しい井田海岸
（三重県紀宝町）

II. 地震防災対策の推進

東海地震等による強い揺れ、津波、液状化の可能性が予測されている地域について、被害の防止・軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった総合的な地震防災対策を推進します。

また、平成19年度より新規事業採択された「海岸耐震対策緊急事業」などを活用し、ゼロメートル地帯等における緊急的な津波・高潮対策に重点をおくとともに、緊急的な耐震対策を要する海岸保全施設の計画的な耐震化対策を推進します。

- ◎津波・高潮等に関する防災情報の収集及び海岸保全施設の一元的な管理制御を行う
津波・高潮防災ステーション等の整備を清水港海岸等で推進
- ◎西尾海岸、三河港海岸において海岸耐震対策緊急事業により耐震対策を推進
- ◎長島海岸において、高潮対策事業により堤防の耐震補強を推進



■清水港海岸の津波・高潮防災ステーション（操作局および陸閘）
（静岡市清水区）



Ⅲ. 自然環境を保全・創造し、魅力ある海岸づくりを推進

自然豊かな海岸線の保全・回復を図り、生態系や周辺環境との調和を図るとともに、地域の個性を生かした快適な海岸づくりを推進します。

- ◎自然環境の積極的な保全・快適な海岸利用の促進・背後地の生活環境の向上に資する海岸づくりを浜松篠原海岸^{はままつしのはら}で推進
- ◎観光振興など地域の活性化を図り、地域の個性を活かした豊かな海岸づくりを熱海港海岸^{あたまこう}で推進
- ◎高潮災害から背後地域を防護するとともに、海辺へのアクセスや周辺環境との調和^{つまつさかこう}を考慮したふるさと海岸整備事業を津松阪港海岸^{つまつさかこう}で推進



■ 離岸堤を整備する浜松篠原海岸^{はままつしのはら}
(静岡県浜松市)



■ 地域の活性化に寄与する海辺づくり
熱海港海岸^{あたまこう} (静岡県熱海市)



■ 「ふるさと海岸」で憩う人々
津松阪港海岸^{つまつさかこう} (三重県津市、松阪市)